

別紙1

「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	特定有価府令
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	中間財務諸表等規則
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令	他社株公開買付け府令
発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令	自社株公開買付け府令
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について	特定有価ガイドライン
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
特定有価府令		
▼ 第四号様式記載上の注意		
1	<p>第四号様式記載上の注意（45）（46）のただし書では、従来同様、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書の記載を求めているが、ここでいう中間財務諸表は中間財務諸表等規則第3条の2の規定による比較情報を含んだ中間財務諸表を指しているのか不明確である。</p> <p>また、第四号様式記載上の注意（54）及び（55）ただし書では、投信委託会社の中間財務諸表について、従来どおりの記載を求めているが、この中間財務諸表は中間財務諸表等規則第3条の2の規定に従い比較情報を含んだ中間財務諸表を指しているのか不明確である。</p>	<p>有価証券届出書（第四号様式）の「ファンドの経理状況」においては、最近計算期間に係る財務諸表を記載することとされています。さらに、1年を1計算期間とするファンド等については、次の計算期間開始の日から9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間財務諸表を記載することとされています。これは、投資者にファンド等の最新の財務情報を提供しようとするものであり、当該中間財務諸表に含まれる比較情報としての「前中間会計期間等に係る事項」の記載までを求めるものではありません。</p> <p>したがって、1年を1計算期間とするファンド等が、次の計算期間開始の日から9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合に記載する当該計算期間に係る中間財務諸表から、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除くこととします。同様の観点から、ファンドの委託会社等が記載する中間財務諸表にも当該比較情報が含まれない旨を明確化することとします。</p>
2	<p>第四号様式において記載が求められるファンド及びその委託会社の中間貸借対照表等には比較情報が含まれないという点を明確化するために、例えば、本改正案の第四号様式記載上の注意（45）に「中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。」といった文言を加えてはどうか。</p> <p>また、第十号様式において記載が求められるファンドの委託会社の中間貸借対照表等には、比較情報が含まれないという点を明確にして</p>	

	はどうか。	
3	委託会社の財務諸表のうち、中間財務諸表の開示上の取扱いについては、一般原則とされる中間財務諸表等規則第3条の2において比較情報の作成が求められているものの、第四号様式及び第十号様式においては、委託会社等の経理の状況の中間財務諸表に関する部分に変更されていない。このため、従来どおり比較情報は不要と解釈するのか、中間財務諸表等規則との関係で比較情報の記載が必要とされるのか確認したい。	
4	第四号様式記載上の注意(56)は投信委託会社の財務諸表のうち、株主資本等変動計算書の記載を求めているが、同記載上の注意(54)または(55)ただし書きに見られるような、中間事業年度に係る中間株主資本等変動計算書の記載を求める文言が存在していない。中間株主資本等変動計算書にも同様な文言が必要なのではないか。	有価証券届出書への最近事業年度の次の事業年度に係る中間貸借対照表及び中間損益計算書の記載は、投資者に最新の財務情報を提供しようとするものです。一方で、有価証券届出書の提出者である委託会社等の負担等を考慮し、中間株主資本等変動計算書の記載は要しないこととされています。
▼ 第十号様式記載上の注意		
5	特定有価証券届出書第十号様式記載上の注意(7)から(9)に含まれる「及び前計算期間」という文言を削除してはどうか。	ファンドの「経理の状況」に記載する中間財務諸表についても、最近計算期間に係るものを記載することにより、比較情報としての「前中間会計期間等に係る事項」が記載されます。したがって、「前計算期間に係る中間財務諸表」の記載は不要であり、ご指摘を踏まえ、当該規定を削除します。
6	第四号様式有価証券届出書のファンドの財務諸表および委託会社の財務諸表については、現在の2期分の記載から最近の1期分へと変更となるが、第十号様式の半期報告書については、委託会社の財務諸表についてのみ現在の2期分の記載から1期分へと変更となっている。 半期報告書に記載するファンドの財務諸表については、現状どおり、前中間期および当中間期を記載することとし、変更がないという理解でよろしいか。	
7	第十号様式記載上の注意(6)から(9)までにおいて、既改訂済みの新・中間財務諸表等規則の改正が反映されていないので、適切に改正すべきではないか。 そのうえで、実質的にこれまでの記載と変わらないことを担保するような表記に修正して欲しい。若しくは、通知などで解釈について周知して欲しい。もし、中間財務諸表等規則の貸借対照表と平仄を併せることを企図しているのであれば、システム開発等が必要になるので、十分な猶予期間を設けて欲しい。	
▼ 適用時期		
8	平成22年9月30日改正の財務諸表等規則及び23年6月2日公表の投資信託財産の計算に関する規則改正案においては、23年4月1日以後に開始する事業年度、営業期間又は計算期間に係る計算書類等について適用されることと	特定有価証券届出書の適用時期については、記載すべき計算期間又は事業年度の財務諸表が平成23年4月1日以後開始する計算期間又は事業年度のものである場合における有価証券届出書等から適用することとします。

	<p>なっている（一方、特定有価証券の改正の適用時期は、同府令案のパブリックコメント募集時の当庁ウェブサイト公表文（23年6月1日公表）において、「平成23年9月30日以後終了する計算期間を最近計算期間とする有価証券届出書等から適用します。」とされている。）。この点、22年10月1日に計算期間が開始し、23年9月30日に終了するファンドを例とした場合、改正後の特定有価証券法は適用されるが、財務諸表等規則及び投資信託財産の計算に関する規則改正案は適用されないこととなる。</p> <p>したがって、改正後の特定有価証券法改正案についても適用時期を平成23年4月1日以後開始する計算期間とすること等を検討すべきではないかと考えられる。</p>
9	<p>特定有価証券法改正案は、「平成23年9月30日以後終了する計算期間を最近計算期間とする有価証券届出書等から適用」とされているが、比較情報を規定した改正財務諸表等規則は、「平成23年4月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用」とされている。平成23年4月1日より前に開始し、平成23年9月30日以後終了する計算期間1年のファンド（例えば、計算期間が平成22年11月1日から平成23年10月31日までのファンド）は、当計算期間が比較情報を含まない改正前の財務諸表等規則に基づき作成される（2期並記も不要）という理解でよいか。</p>
10	<p>特定有価証券法の第四号様式記載上の注意の(54)～(56)において、委託会社の財務諸表についても比較情報に対応し、最近事業年度の財務諸表を記載することとされている。この改正は、ファンドの財務諸表が平成23年9月30日以後終了する計算期間を最近計算期間とする場合の有価証券届出書等において、委託会社等の経理状況として記載される委託会社の財務諸表について適用される。しかし、平成23年4月1日より前に開始する事業年度に係る委託会社の財務諸表は、比較情報を含まない改正前の財務諸表等規則に基づき作成されているため、この場合には、現行規定どおり最近2事業年度の財務諸表を記載することが適当であると思われるがそのような理解でよいか。</p>
11	<p>改正特定有価証券法の適用時期は、平成23年9月30日以後終了する計算期間を最近計算期間とする有価証券届出書等から適用となっているが、委託会社の財務諸表部分の改正については、いつから適用になるのか確認したい。財務諸表への比較情報の記載が平成23年4月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表か</p>

	ら適用されることから、有価証券届出書等に記載する委託会社の財務諸表等についての本改正の適用も同様として欲しい。	
▼ その他		
12	<p>証券投資信託等の特定有価証券の有価証券届出書及び有価証券報告書においては、過去のファンドの純資産や成績等の過計算期間等の情報の記載が求められることがある。</p> <p>証券投資信託、特定目的会社及び投資法人等の特定有価証券においても、過年度遡及会計基準の適用に当たり、財務諸表で遡及適用等を要する期間を超えて遡及修正を行った数値を開示することが困難な場合があることは、一般の事業法人と同様であるため、特定有価証券においても、開示ガイドライン5-12-2が準用される旨を明らかにして欲しい。</p>	<p>特定有価証券に係る有価証券届出書等において記載すべき非財務情報（財務諸表以外の情報）の中の財務に関する数値について、その数値が財務諸表等規則により遡及適用を行わなければならない計算期間に係る財務諸表の数値以外の数値である場合には、遡及適用を行う必要はないと考えられます。ただし、任意で遡及適用を行った場合には、その旨を注記することが必要であると考えられます。</p> <p>なお、開示ガイドライン5-12-2は、この基本的な考え方を「主要な経営指標等の推移」に当てはめた場合の取り扱いを示したものであり、特にこのガイドラインを特定有価ガイドラインにおいて準用する必要はないものと考えられます。</p>
13	<p>証券投資信託においては、経理の状況に記載される財務諸表の計算期間と信託契約において設定している計算期間（例えば毎月末等）のタイミングが必ずしも合致していない場合があり、その場合には、財務諸表を作成するタイミングでない計算期間末の数値については、遡及適用を行った数値を算出することが困難である場合が考えられるため、その旨を付記すれば、遡及適用後の期間ではあるものの、必ずしも遡及適用等を行った数値の開示を求める必要はないものと考えられるため、その旨を明らかにして欲しい。</p>	<p>信託契約において設定している計算期間が6月未満（例えば、毎月末）である場合、有価証券届出書、有価証券報告書等には6月を一計算期間とする財務諸表を記載することになります。この財務諸表は財務諸表等規則により作成することになるため、遡及適用の要否は財務諸表等規則によることになります。</p> <p>なお、「経理の状況」に記載する前計算期間の財務諸表の数値について遡及適用を行った場合であっても、当該前計算期間から当計算期間までの間に含まれる毎月末等の信託契約において設定している各計算期間の数値について、遡及適用を行わなければならないものではないと考えられます。</p>
他社株公開買付府令		
▼ 第二号様式記載上の注意		
14	<p>財務諸表については、最近事業年度のものを掲げることとされているが、買付者が有価証券報告書提出会社であって、開示府令第三号様式記載上の注意（40）aただし書又は（47）aただし書の規定により、2事業年度の財務諸表を掲げている場合の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>公開買付届出書の「公開買付者の状況」のうち「経理の状況」に記載すべき連結財務諸表及び財務諸表についても、連結財務諸表規則及び財務諸表等規則の規定に従い作成された連結財務諸表及び財務諸表を記載することとされており、有価証券報告書と同様に記載することが望ましいと考えられます。したがって、「当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合」には、比較情報を除いた当連結会計年度及び当連結会計年度の前連結会計年度の連結財務諸表を記載することになります（財務諸表についても同様）。</p>

自社株公開買付府令		
▼ 第二号様式記載上の注意		
15	<p>財務諸表については、最近2事業年度のものを掲げることとされているが、買付者が有価証券報告書提出会社であって、開示府令第三号様式記載上の注意(40) aただし書又は(47) aただし書の規定により、2事業年度の財務諸表を掲げている場合の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>公開買付届出書の「公開買付者の状況」のうち「経理の状況」に記載すべき連結財務諸表及び財務諸表についても、連結財務諸表規則及び財務諸表等規則の規定に従い作成された連結財務諸表及び財務諸表を記載することとされており、有価証券報告書と同様に記載することが望ましいと考えられます。したがって、「当連結会計年度の前連結会計年度（その前連結会計年度を含む。）に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合」には、比較情報を除いた当連結会計年度及び当連結会計年度の前連結会計年度（その前連結会計年度を含む。）の連結財務諸表を記載することになります（財務諸表についても同様）。</p>
16	<p>財務諸表については、最近2事業年度のものを掲げることとされているが、財務諸表等規則第6条（又は連結財務諸表規則第8条の3）の規定により、比較情報が記載されることから、前事業年度の財務諸表に掲げられる前期の数値が、当事業年度の比較情報の数値と異なることが予想される。このため、有価証券報告書提出会社については、EDINETにより縦覧が容易になっている現状を踏まえ、前事業年度の記載を要しないこととしてはどうか。</p>	<p>連結財務諸表等規則及び財務諸表等規則に規定する比較情報は、過年度遡及会計基準の適用に伴い、財務諸表の期間比較可能性を向上させ投資者に有用な情報を提供する観点から導入されたものであり、比較情報としての前期に係る財務数値は、当期の財務数値に対応する前期の数値を、期間比較の観点から必要な限りで修正・記載する必要があります。</p> <p>一方、最近2事業年度に係る財務諸表の記載は、公開買付けに応募するか否かを判断するための情報として、公開買付者の最近3事業年度の財務状況の記載を求めるものであり、前事業年度の財務諸表に掲げられる前期の数値と当事業年度の比較情報の数値が異なるおそれがあること、EDINETにおいて過去に提出された財務諸表の公衆縦覧が容易になっていること等の理由から、前事業年度の財務諸表の記載自体を不要とすることは困難であると考えられます。</p>